

# 日本行政書士会連合会 行政書士証票に関する規則

## (目 的)

**第1条** この規則は、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）会則第53条の規定に基づき、行政書士証票（以下「証票」という。別記様式第1）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (証票の交付)

**第2条** 本会は、行政書士登録事務取扱規則（以下「登録事務規則」という。）第2条の規定により行政書士名簿に登録した者に証票を交付する。

2 本会は、申請者に証票を交付しようとするときは、会則第39条第1項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている行政書士会（以下「単位会」という。）を経由して申請者に交付するものとする。

3 本会及び単位会は、それぞれ行政書士名簿により、行政書士証票交付の記録を明らかにしておくものとする。

## (証票の記載事項)

**第3条** 行政書士法人の社員である行政書士の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。

一 氏名（会則第39条第3項の規定に該当する場合は、氏名に続き括弧内に職名を記載する。）

二 生年月日

三 所属する法人事務所の名称

四 所属する法人事務所の所在地

五 属性

六 登録番号

七 会則第62条の3第1項第二号に規定する研修の課程を修了した者は、特定行政書士である旨及び修了年月日

2 行政書士又は行政書士法人の使用人である行政書士の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。

一 氏名（会則第39条第3項の規定に該当する場合は、氏名に続き括弧内に職名を記載する。）

二 生年月日

三 主に勤務する事務所の名称

四 主に勤務する事務所の所在地

五 属性

六 登録番号

七 会則第62条の3第1項第二号に規定する研修の課程を修了した者は、特定行政書士である旨及び修了年月日

3 前2項に掲げる場合以外の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。

一 氏名（会則第39条第3項の規定に該当する場合は、氏名に続き括弧内に職名を記載する。）

二 生年月日

三 事務所の名称

四 事務所の所在地

五 登録番号

六 会則第62条の3第1項第二号に規定する研修の課程を修了した者は、特定行政書士である旨及び修了年月日

4 証票に貼付する写真は、登録事務規則第3条第2項第一号と同一のものとする。

5 第1項第六号、第2項第六号及び第3項第五号に規定する登録番号は、登録事務規則第8条第3項による登録番号とする。

6 証票に記載する文字については、JIS第1水準及び第2水準に規定されている文字を使用するものとする。ただし、上記以外の文字が使用されている場合には、JIS第1水準及び第2水準に規定されている文字に置き換えているものと見なす。

7 証票に記載する事務所の所在地については、都道府県名より記載するものとする。

## (所持上の責務)

**第4条** 行政書士は、証票を他人に貸与又は譲渡してはならない。

2 行政書士は、証票を常時携帯しなければならない

らない。

### (証票の記載事項の変更)

**第5条** 行政書士は、登録事務規則第17条の規定により、登録事項の変更登録申請を行うにあたり、証票の記載事項の変更を伴うときは、写真を添付しなければならない。この場合、会則第47条第1項第六号の手数料の納付を要しない。

2 本会は、証票の記載事項の変更を伴う変更登録申請書の進達を受けたときは、単位会を経由して当該申請者に新たな証票を交付する。この場合、当該申請者は新たに交付される証票の受領と同時に既に交付している証票を返還するものとする。

3 本会は、会則第44条第1項の規定により、特定行政書士である旨を付記したときは、当該行政書士に新たな証票を交付する。この場合、当該行政書士は新たな証票の交付を受けるにあたり、写真を提出しなければならない。また、当該行政書士は、交付される証票の受領と同時に既に交付している証票を返還するものとする。

4 本会は、単位会から証票の返還の進達を受けたときは、行政書士名簿に所要の事項を記録のうえ、その証票を廃棄処分する。

### (証票の再交付)

**第6条** 行政書士は、次の各号のいずれかの事由により証票の再交付を申請しようとするときは、会則第47条第1項第六号に定める手数料を添え、行政書士証票再交付申請書（以下「再交付申請書」という。別記様式第2）により単位会を経由して本会に申請しなければならない。

一 証票の紛失

二 証票のき損又は劣化

三 経年等により行政書士証票に貼付された写真での本人確認が困難となった場合

四 新旧各様式が有効である場合において、新様式での再交付を希望する場合

2 単位会は、再交付申請書の提出があったときは、会則第47条第1項第六号に定める手数料

料を納入させ、本会に進達するものとする。

3 単位会は、申請者が手数料を納入したときは、領収証を発行し、その写し2通のうち1通は再交付申請書に添付して本会に送付するとともに、1通は単位会において保管するものとする。

4 単位会は、再交付申請書の提出があったときは、これを受理してから30日以内に本会に進達するものとする。

5 本会は、再交付申請書の進達を受けたときは、単位会を経由して当該申請者に新たな証票を交付する。この場合、再交付を受ける者は、新たに交付される証票の受領と同時に既に交付されている証票（以下「旧証票」という。）を返還するものとする。

6 本会は、単位会から旧証票の返還の進達を受けたときは、行政書士名簿に所要の事項を記録のうえ、その旧証票を廃棄処分する。

7 本会及び単位会は、証票の再交付をしたときには、それぞれ行政書士名簿に所要の事項を記録しておくものとする。

### (証票の返還)

**第7条** 行政書士が登録を取消され又は抹消されたときは、本人又はその法定代理人若しくはその相続人は、遅滞なく証票を単位会を経由して本会に返還するものとする。

2 本会は、単位会から証票の返還の進達を受けたときは、行政書士名簿に所要の事項を記録のうえ、その証票を廃棄処分する。

### (業務の停止処分者の再交付申請)

**第8条** 行政書士が法第14条の規定により業務の停止の処分を受けたときは、当該行政書士は、遅滞なく証票を単位会を経由して本会に返還しなければならない。

2 本会は、単位会から証票の返還の進達を受けたときは、行政書士名簿に所要の事項を記録のうえ、その証票を保管する。

3 第1項により証票を返還した行政書士が、行政書士の業務を行うことができることとなったときは、再交付申請書により単位会を経由して本会に申請しなければならない。

- 4 本会は、再交付申請書の進達を受けたときは、保管していた証票を単位会を経由して当該申請者に再交付する。

**（電子情報処理組織の使用）**

- 第9条** 第6条の規定に関わらず、会則第79条第1項及び第2項に基づき、電子情報処理組織を用いて行政書士証票の再交付申請を行わせることができるものとする。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 本会は、平成14年7月1日において現に行政書士である者に対しては、第2条の規定にかかわらず直接証票を交付する。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

**（証票の記載事項の経過措置）**

- 2 平成16年7月31日以前に交付された証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 事務所所在地
- 四 登録番号

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

**（証票の記載事項の経過措置）**

- 2 この規則の施行の際現に行政書士名簿に登録されている者が変更登録又は証票の再交付を申請する場合、変更登録申請により行政書士名簿の事務所の名称を変更していないときは、証票には行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 氏名

- 二 生年月日
- 三 事務所所在地
- 四 登録番号

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成17年4月21日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 この規則の施行の際現に交付されている証票に記載されている事務所所在地については、都道府県名の記載がない場合、都道府県名が記載されているものとみなす。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成18年1月19日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成19年7月18日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成19年11月20日から施行する。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 この規則の施行の際現に従前の別記様式第1-1、別記様式第1-2及び別記様式第1-3により交付を受けた証票はこの規則の施行後においても有効とする。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、令和2年8月31日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 この規則の施行の際現に交付されている証票についてはこの規則の施行後についても有効とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月24日から施行する。

別記様式第 1－1－1

(表)

| 行 政 書 士 証 票                                                 |                                                                          |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 写 真                                                         | 氏 名                                                                      |
|                                                             | 生 年 月 日                                                                  |
|                                                             | 事務所名称                                                                    |
|                                                             | 事務所所在地                                                                   |
|                                                             | 属 性 行政書士法人の社員                                                            |
|                                                             | 登 録 番 号 第 号                                                              |
| <p>上記の者は、行政書士法第 6 条の行政書士名簿に登録されており、<br/>行政書士であることを証明する。</p> |                                                                          |
| 発行日                                                         | 令和〇年〇月〇日                                                                 |
|                                                             | 日本行政書士会連合会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

(裏)

<注意事項>

1. 本証は常時携帯すること。
2. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 登録が抹消されたときは遅滞なく本証を返還すること。
4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

別記様式第 1－1－2

(表)

| 行 政 書 士 証 票                                                 |                                                                          |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 写 真                                                         | 氏 名                                                                      |
|                                                             | 生 年 月 日                                                                  |
|                                                             | 事務所名称                                                                    |
|                                                             | 事務所所在地                                                                   |
|                                                             | 属 性 行政書士法人の社員                                                            |
|                                                             | 登 録 番 号 第 号                                                              |
| <p>上記の者は、行政書士法第 6 条の行政書士名簿に登録されており、<br/>行政書士であることを証明する。</p> |                                                                          |
| <p>また、令和〇年〇月〇日研修を修了した特定行政書士である。</p>                         |                                                                          |
| 発行日                                                         | 令和〇年〇月〇日                                                                 |
|                                                             | 日本行政書士会連合会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

(裏)

<注意事項>

1. 本証は常時携帯すること。
2. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 登録が抹消されたときは遅滞なく本証を返還すること。
4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

別記様式第 1－2－1

(表)

| 行 政 書 士 証 票                                                 |                                                                          |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 写 真                                                         | 氏 名                                                                      |
|                                                             | 生 年 月 日                                                                  |
|                                                             | 事務所名称                                                                    |
|                                                             | 事務所所在地                                                                   |
|                                                             | 属 性 行政書士又は行政書士法人の使用人                                                     |
|                                                             | 登 録 番 号 第 号                                                              |
| <p>上記の者は、行政書士法第 6 条の行政書士名簿に登録されており、<br/>行政書士であることを証明する。</p> |                                                                          |
| 発行日                                                         | 令和〇年〇月〇日                                                                 |
|                                                             | 日本行政書士会連合会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

(裏)

<注意事項>

1. 本証は常時携帯すること。
2. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 登録が抹消されたときは遅滞なく本証を返還すること。
4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

別記様式第 1－2－2

(表)

| 行 政 書 士 証 票                                                 |                                                                          |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 写 真                                                         | 氏 名                                                                      |
|                                                             | 生 年 月 日                                                                  |
|                                                             | 事務所名称                                                                    |
|                                                             | 事務所所在地                                                                   |
|                                                             | 属 性 行政書士又は行政書士法人の使用人                                                     |
|                                                             | 登 録 番 号 第 号                                                              |
| <p>上記の者は、行政書士法第 6 条の行政書士名簿に登録されており、<br/>行政書士であることを証明する。</p> |                                                                          |
| <p>また、令和〇年〇月〇日研修を修了した特定行政書士である。</p>                         |                                                                          |
| 発行日                                                         | 令和〇年〇月〇日                                                                 |
|                                                             | 日本行政書士会連合会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |

(裏)

<注意事項>

1. 本証は常時携帯すること。
2. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 登録が抹消されたときは遅滞なく本証を返還すること。
4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

行政書士証票

写真

氏名  
生年月日  
事務所名称  
事務所所在地  
登録番号第号

上記の者は、行政書士法第6条の行政書士名簿に登録されており、行政書士であることを証明する。

発行日令和〇年〇月〇日  
日本行政書士会連合会印

<注意事項>

1. 本証は常時携帯すること。

2. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

3. 登録が抹消されたときは遅滞なく本証を返還すること。

4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

行政書士証票

写真

氏名  
生年月日  
事務所名称  
事務所所在地  
登録番号第号

上記の者は、行政書士法第6条の行政書士名簿に登録されており、行政書士であることを証明する。  
また、令和〇年〇月〇日研修を修了した特定行政書士である。

発行日令和〇年〇月〇日  
日本行政書士会連合会印

<注意事項>

1. 本証は常時携帯すること。

2. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

3. 登録が抹消されたときは遅滞なく本証を返還すること。

4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続を行うこと。

行政書士証票再交付申請書

年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長 殿 氏 名 印

私は、下記の理由により行政書士証票を再交付申請いたします。

|          |                                                                                                                                                                                      |                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ふりがな     | 性別                                                                                                                                                                                   | 男・女              |
| 氏名       | 生年月日                                                                                                                                                                                 | 明・大・昭・平<br>年 月 日 |
| 登録番号     |                                                                                                                                                                                      |                  |
| 事務所の名称   |                                                                                                                                                                                      |                  |
| 事務所の所在地  | (〒 - ) 市 ( )                                                                                                                                                                         |                  |
| 再交付申請の理由 | <input type="checkbox"/> 第6条第1項第一号 <input type="checkbox"/> 第6条第1項第二号<br><input type="checkbox"/> 第6条第1項第三号 <input type="checkbox"/> 第6条第1項第四号<br><input type="checkbox"/> 業務停止処分の解除 |                  |

(備考)  
1. 申請の際に、顔写真(無帽・正面・上三分身・無背景の縦3cm×横2.5cm)を1枚添付して下さい。  
2. 法人の社員の場合には所属する事務所の名称及び所在地を、使用人の場合には主な勤務先の名称及び所在地を「事務所の名称及び所在地」欄に記載してください。

【紛失者のみ記入】  
私は、年 月 日に行政書士証票を紛失いたしましたので、証票の再交付を申請いたします。新たな証票を受領後、先に交付済みの証票が発見されたときには、所属する行政書士会を経由してすみやかに返還することを誓約いたします。  
署名 印

|     |    |     |     |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 承認印 | 会長 | 副会長 | 委員長 | 点検 | 局長 | 次長 | 課長 | 係長 | 課員 |
|     |    |     |     |    |    |    |    |    |    |

予約番号 ( )